

文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年十二月文京区条例第二十六号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	文京区
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	57-1：ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年十二月文京区条例第二十六号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		文京区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例第4条第1項別表第一（第4条関係）第二の項 文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年十二月文京区条例第二十六号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法（昭和三十六年十一月二十九日法律第二百三十八号）第一条	文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年十二月十三日条例第二十六号）第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、（父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭）の（生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図る）ことを目的とする。	この条例は、（ひとり親家庭等）に対し、医療費の一部を助成し、もって（ひとり親家庭等の保健の向上に寄与するとともに、ひとり親家庭等の福祉の増進）を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例 文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号	文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第5条 同条例施行規則第14条
事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭等医療費助成制度の受給資格及び支給割合の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号イ	文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第3条 第2項第2号 同条例施行規則第9条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	児童福祉法第二十四条第二項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費又は同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費の支給に関する情報	児童福祉法第二十四条第二項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費又は同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費の支給に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号ハ	文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第2条 第1項 同条例施行規則第3条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号ホ	文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第14条第1項第5号、第6号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号 ^ハ	文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第14条第1項第4号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号 ^カ	文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第2条第1項 同条例施行規則第3条
②情報提供者	厚生労働大臣又は都道府県知事	厚生労働大臣又は都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務2

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項2号	文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第8条
事務の内容	児童扶養手当法第八条第一項の手当の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭等医療費助成制度の資格の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項2号 ^イ	文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第3条第2項第2号 同条例施行規則第9条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費又は同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費の支給に関する情報	児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費又は同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費の支給に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項2号 ^ハ	文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第2条第1項 同条例施行規則第3条
-------	---------------------------------	--

②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項2号ホ	文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第14条第1項第4号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項2号ワ	文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第2条第1項 同条例施行規則第3条
②情報提供者	厚生労働大臣又は都道府県知事	厚生労働大臣又は都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務3

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項5号	文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第8条第2号同条例施行規則第21条第2号
事務の内容	児童扶養手当法施行規則第三条の五の所得状況の届出に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭等医療費助成制度の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項5号イ	文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第3条第2項第2号 同条例施行規則第9条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事

③提供を求める特定個人情報	児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費又は同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費の支給に関する情報	児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費又は同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費の支給に関する情報
---------------	---	---

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項5号ハ	文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第2条第1項 同条例施行規則第3条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項5号ニ	文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第21条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項5号ホ	文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第14条第1項第4号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項5号ロ	文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第2条第1項 同条例施行規則第3条
②情報提供者	厚生労働大臣又は都道府県知事	厚生労働大臣又は都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務4

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号	文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第5条同条例施行規則第14条
事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭等医療費助成制度の受給資格及び支給割合の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号 ¹	文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第5条及び文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第14条第1項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号 ²	文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第14条第1項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号 ³	文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第14条第1項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ4	文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第14条第1項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ5	文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第14条第1項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務5

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号	文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第8条
事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭等医療費助成制度の資格の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ1	文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第21条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ2	文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第21条第1項
-------	---------------------	------------------------------------

②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号h3	文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第21条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号h4	文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第21条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号h5	文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第21条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

備考	
----	--

届出情報

届出日	2024年01月04日
独自利用事務の対象者	ひとり親等

番号法第9条第2項の条 例に規定した日	2023年11月29日
保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	9
保護評価書の名称	児童扶養手当等支給事務
保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&kk_type=2&hj_no=&kk_name=文京区長&ev_name=児童扶養手当&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=5&opn_date_from_month=9&opn_date_from_day=11&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=5&opn_date_to_month=12&opn_date_to_day=11&count=20&search=検索
委任関係	